【とちぎ版】

ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、ウイークリーコープ利用規程第5条第１項にもとづき、とちぎコープ生活協同組合（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

（定義）

第２条　手数料は、ウイークリーコープご利用に関していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

（手数料）

第３条　利用形態と、一緒の配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個　配	－	１００円	１００円
グループ配達	３人以上	－	－
	２人	１００円	－
	１人	１００円	１００円

（優遇措置）

第４条　当生協は、組合員のご利用金額に手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「１２，０００円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

２．次に掲げるくらし応援割引は組合員の申請により手数料の割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	１００円	全額割引	世帯全員、または２人世帯で、いずれか１人が満７５歳以上(単身世帯含む)の場合
ふれあい	１００円	全額割引	組合員本人又は同居するご家族が障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保険福祉手帳）の交付を受けている場合
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳が交付または、１歳未満のお子様がいらっしゃる場合。登録から１０４週。
子育て	１００円	全額割引	１歳から小学校入学前のお子様がいらっしゃる場合。登録から小学校入学を迎える年の３月末日まで
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害で被災し、罹災証明書の交付を受け、交付日(申請日)から１年未満の場合。登録から５２週間

３．ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

（細則の変更案内）

第５条　この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

（改廃）

第６条　この細則の改廃は、専務理事が行い、理事会に報告します。

（付則）

この細則は、２００７年６月８日制定、2008 年７月２１日施行

２００９年４月１０日　一部改定

２０１１年５月２０日　一部改定

２０１３年３月１８日　一部改定

２０１４年３月３１日　一部改定

２０１６年６月２０日　一部改定

２０１８年 8月8日一部改定、同年８月21 日施行
２０２０年２月５日一部改定、同年3月２１日施行
２０２５年４月21 日一部改定、同年４月２１日施行